

幼稚園・保育園の保育料を大幅に軽減!

◎幼稚園(1号認定)保育料…【担当課:教育委員会学校教育課】

子ども・子育て支援法が施行されることにより、これまでは、公立・私立と別々に定めていた保育料を公立・私立を一本化し、所得階層ごとに0円から上限7千円としました。また、小学3年生までに兄または姉がいる場合は2人目半額、3人目以降は無料として、保護者の経済的負担を軽減します。

◎保育園(2号認定:3歳以上、3号認定:3歳未満)保育料…【担当課:健康福祉部児童家庭課】

現行の保育園保育料は、これまで所得に応じた8階層15区分に定め、利用者の負担割合を国基準の徴収限度額に対して平均で55.6%としていましたが、子ども・子育て支援新制度の開始に併せ、国基準と同じ8階層に見直すとともに、利用者負担割合をさらに17.7ポイント引き下げ、平均で37.9%とする保育料としました。また、多子軽減については、これまでと同様に同時在園の場合は2人目半額、3人目以降は無料となります。

幼稚園(1号認定)保育料		国基準	郡上市			
		第一子	(現行)第一子	(新)第一子①	給食費②(公立)	合計(①+②)
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	4,000円	4,000円
第2階層	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	3,000円	(私立)525~700円	500円	4,000円	4,500円
			(公立) 8,333円	(17%)		
第3階層	市民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円	(私立)7,525~7,700円	5,200円	4,000円	9,200円
			(公立) 9,167円	(32%)		
第4階層	市民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円	(私立)11,942~12,117円	7,000円	4,000円	11,000円
			(公立) 10,000円	(34%)		
第5階層	市民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円	(私立)17,125~17,300円	7,000円	4,000円	11,000円
			(公立) 10,000円	(27%)		

保育園(2号認定:3歳以上)保育料		国基準	郡上市(標準時間)			
		第一子	(現行)第一子	(新)第一子③	主食費④(公立)	合計(③+④)
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	300円	300円
第2階層	市民税非課税世帯	6,000円	3,300円 (55%)	2,400円 (40%)	300円	2,700円
第3階層	市民税所得割課税額 48,600円未満	16,500円	8,500~11,200円 (52~68%)	6,600円 (40%)	300円	6,900円
第4階層	市民税所得割課税額 97,000円未満	27,000円	14,600~20,500円 (54~76%)	10,800円 (40%)	300円	11,100円
第5階層	市民税所得割課税額 169,000円未満	41,500円	20,500~24,100円 (49~58%)	16,600円 (40%)	300円	16,900円
第6階層	市民税所得割課税額 301,000円未満	58,000円	25,100~25,700円 (43~44%)	23,200円 (40%)	300円	23,500円
第7階層	市民税所得割課税額 397,000円未満	77,000円	26,100円 (34%)	25,600円 (33%)	300円	25,900円
第8階層	市民税所得割課税額 397,000円以上	101,000円	26,600円 (26%)	26,400円 (26%)	300円	26,700円

保育園(3号認定:3歳未満)保育料		国基準	郡上市(標準時間)			
		第一子	(現行)第一子	(新)第一子⑤	主食費⑥	合計(⑤+⑥)
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	—	0円
第2階層	市民税非課税世帯	9,000円	4,800円 (53%)	3,600円 (40%)	—	3,600円
第3階層	市民税所得割課税額 48,600円未満	19,500円	11,200~13,800円 (57~71%)	7,800円 (40%)	—	7,800円
第4階層	市民税所得割課税額 97,000円未満	30,000円	17,300~23,100円 (58~77%)	12,000円 (40%)	—	12,000円
第5階層	市民税所得割課税額 169,000円未満	44,500円	23,600~29,400円 (53~66%)	17,800円 (40%)	—	17,800円
第6階層	市民税所得割課税額 301,000円未満	61,000円	32,400~33,000円 (53~54%)	24,400円 (40%)	—	24,400円
第7階層	市民税所得割課税額 397,000円未満	80,000円	33,200円 (42%)	32,000円 (40%)	—	32,000円
第8階層	市民税所得割課税額 397,000円以上	104,000円	33,500円 (32%)	33,100円 (32%)	—	33,100円

※幼稚園における給食費、保育園における主食費は、施設によって異なります。

※4月~8月分の保育料は前年度市民税額、9月~3月分の保育料は現年度市民税額により決定します。

問【幼稚園】教育委員会学校教育課 ☎67-1468 【保育園】健康福祉部児童家庭課 ☎67-1817